

## 一般社団法人日本スポーツ整形外科学会 代議員選出に関する細則

### 第1条（目的）

この規則は、一般社団法人日本スポーツ整形外科学会（以下「この法人」という。）定款12条の規定に基づき、この法人の代議員の選出に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条（新代議員の選任及び委嘱）

理事長は、理事会が必要と認めるとき、推薦方法を明示し、新代議員の推薦を受ける。

2. 新代議員推薦は理事が行ない、更に代議員1名の推薦を要する。但し、1名の理事または代議員が推薦できる新代議員候補者は2名までとする。
3. 推薦しようとする者は、定められた日時までに所定の推薦状と被推薦者の履歴及び業績を理事長に提出しなければならない。
4. 前項の推薦に基づき、理事会の推薦を経て、社員総会の決議により選任される。
5. 新代議員は、理事長がこれを委嘱する。
6. このほか、理事長は若干名を特別に推薦し、理事会の議を経て、委嘱することができる。

### 第3条（被推薦資格）

新代議員の被推薦資格は、原則として会費に未納がない正会員とする。

2. 日本整形外科学会専門医の資格を有し、さらに日本整形外科学会認定スポーツ医、日本スポーツ協会認定スポーツドクター、日本医師会認定健康スポーツ医のうち、いずれかの資格を有すること。

### 第4条（選考基準）

前条による新代議員選考にあたっては、まず第1項目における各基準で審査し、定員数に絞れない場合には順次第2項目、第3項目により審査するものとする。

#### (1) 第1項目

- ① 初回口演あるいは論文発表から10年以上の経験を有すること。共同演者、共著者でもこの基準に含まれるものとする。
- ② 過去5年間に主著論文が5編以上あること。
- ③ 査読制度の確立された雑誌に欧文主著論文を有すること。欧文著書も欧文論文に準ずる。
- ④ 三号における論文については、掲載年は問わないが、抄録は除く。
- ⑤ 候補者の地域性等を考慮すること。

#### (2) 第2項目

- ① 学術的業績（過去5年間の論文数、学会及び研究会発表業績）
- ② 同一関連施設からの候補者数を考慮すること。

#### (3) 第3項目

- ①この法人または、日本整形外科スポーツ医学会(JOSSM)、日本関節鏡・膝・スポーツ整形外科学会(JOSKAS)初回発表からの年数
- ②この法人または、日本整形外科スポーツ医学会(JOSSM)、日本関節鏡・膝・スポーツ整形外科学会(JOSKAS)入会からの年数
- ③大学卒業年度

#### 第5条（継続）

代議員資格の継続においては、以下の条件を満たすこととする。該当しない者については、新たに代議員を委嘱しない。

- (1) 3年間連続して定時社員総会を欠席した場合、代議員資格を失う。ただし、特別な理由がある場合はこれに限らない。
- (2) 学術集会活性化のため、本学会学術集会での発表（共同演者発表、一般発表、講演、シンポジウム、パネルディスカッション等）または座長を2年に1回以上務めること。ただし、委員会活動等にて学会に貢献した場合はこれに限らない。

#### 第6条（規則の変更）

この規則は理事会および社員総会の決議を経て変更することができる。

本細則は2023年11月29日より制定する。